

生徒手帳

目次

1.	<u>校歌</u>	2
2.	<u>教育方針</u>	3
3.	<u>校章の由来</u>	3
4.	<u>本校沿革</u>	4
5.	<u>歴代校長</u>	6
6.	<u>学則</u>	7
7.	<u>生徒心得</u>	13
8.	<u>生徒会会則</u>	15
9.	<u>選挙管理委員会</u>	23
10.	<u>常任委員会</u>	28
11.	<u>戸陵会館使用規定</u>	29
12.	<u>トレーニングルーム使用規定</u>	30
13.	<u>合宿実施規定</u>	31
14.	<u>体育館使用に関する規定</u>	31
15.	<u>図書館利用規定</u>	32
16.	<u>年間行事予定</u>	33
17.	<u>応援歌</u>	34

校 歌

制定 昭和6年
荒川義治 作詞
深山 桂 作曲

とむろのおかべきよくじつさしてさん
けんひかーりかがやくみずやあ
ふりのたーかねとがみのなーがーれた
かきにあこがれながきをしとうそう
しーうけんじああわがとら

校 歌

- 一、戸室の岡辺 旭日射して
三剣光輝く見ずや
阿夫利の高嶺 相模の流れ
高きに憧れ 長きを慕ふ
相州健児 あゝ我が友
- 二、文化の流れ 渦巻くところ
御国の理想 いかしく立てり
剛毅の權に 和平の舵に
いざ国進めん 雄々しく猛く
相州健児 あゝ我が友
- 三、我等は若し 我等は強し
我等の前途 光明満てり
思へば昔 御国のために
尽くせし祖先の 功は高し
相州健児 あゝ我が友

2. 教育方針

日本国憲法ならびに教育基本法を基調とし、学校教育法その他の関係法令に準拠して、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて、高等普通教育を施すことを目的とする。

特に下記事項に重点をおく。

1. 日本国民として、また国際社会でリーダーとして活躍できる広い教養を与える。
2. 社会生活に深い理解を有し、尊敬と協力を惜しまぬ心豊かな人間性を養うことに努める。
3. 正確な知識と健全な判断力を有する、自主的で責任感の強い人間性を養うことに努める。
4. 個性を尊重し、その十分な伸長を期するとともに将来の志望に応じた適切な指導に努める。
5. 保健衛生に留意し、健康にして明朗な生徒として積極的な活動をさせる。

3. 校章の由来

明治 35 年県立第三中学校として設立されたので、三中を意味して三つの剣を組み合わせ、中心に中の字(後に高に改める)を配して校章とした。

初代大屋校長の考えで剛健・真剣・勤儉の三けん、更にまた智・仁・勇の三徳も兼ねた象徴として用いられてきた。

4. 本校沿革

- 明治 33(1900)年 5 月 文部省告示第 152 号をもって高座郡海老名村に神奈川県第三中学設置
- 明治 34(1901)年 3 月 文部省告示第 48 号をもって神奈川県第三中学校は高座郡海老名から愛甲郡南毛利村に変更の件告示
- 明治 35(1902)年 4 月 開校認可の件告示
- 明治 35(1902)年 4 月 開校式挙行, 学級数 8, 生徒定員 350 名
- 明治 40(1907)年 3 月 第 1 回卒業式挙行
- 大正 2 (1913)年 4 月 神奈川県立厚木中学校と改称
- 大正 7 (1918)年 4 月 学級数 10, 生徒定員 450 名に増加
- 大正 12(1923)年 9 月 関東大震災のため博物教室と寄宿舎各一棟倒壊その他校舎に被害甚大
- 大正 15(1926)年 1 月 校舎改築工事に着手
- 昭和 2 (1927)年 10 月 敷地 3000 坪を拡張
- 昭和 2 (1927)年 10 月 校舎の改築落成式挙行
- 昭和 3 (1928)年 9 月 敷地 500 坪を拡張
- 昭和 3 (1928)年 11 月 校旗制定
- 昭和 6 (1931)年 1 月 校歌制定(1940 年 4 月 23 日文部省認可)
- 昭和 6 (1931)年 11 月 創立 30 周年記念式挙行
- 昭和 12(1937)年 6 月 プール落成
- 昭和 15(1940)年 4 月 紀元 2600 年記念植林
- 昭和 23(1948)年 4 月 神奈川県立厚木高等学校と改称
- 昭和 24(1949)年 3 月 高校第 1 回卒業式挙行
- 昭和 27(1952)年 10 月 創立 50 周年記念式挙行, 体育館竣工, 放送設備完成
- 昭和 32(1957)年 4 月 創立 55 周年記念式, 学校図書館落成式挙行
- 昭和 34(1959)年 3 月 校地(運動場用地) 5030 坪拡張
- 昭和 35(1960)年 7 月 校地(運動場)整地完了記念式挙行
- 昭和 37(1962)年 12 月 創立 60 周年記念式, 戸陵会館落成式挙行
- 昭和 39(1964)年 8 月 校舎増築(2 教室)竣工
- 昭和 41(1966)年 8 月 新校舎建築に伴い仮校舎に移転
- 昭和 42(1967)年 11 月 新校舎第 1 期工事竣工
- 昭和 42(1967)年 12 月 新校舎に移転(教室棟)
- 昭和 43(1968)年 9 月 体育館兼講堂竣工
- 昭和 43(1968)年 12 月 新校舎第 2 期工事(本館)竣工
- 昭和 44(1969)年 1 月 柔剣道場竣工
- 昭和 44(1969)年 11 月 新校舎落成記念式挙行
- 昭和 45(1970)年 1 月 造園工事完成

昭和 45(1970)年 6 月 新プール完成

昭和 48(1973)年 3 月 クラブハウス竣工

昭和 49(1974)年 4 月 学級数を 3 学級増加, 1 学年計 12 学級

昭和 50(1975)年 8 月 学級増に伴う校舎等増築工事竣工

昭和 55(1980)年 12 月 新体育館竣工

昭和 57(1982)年 6 月 創立 80 周年記念式挙行, 体育館落成式挙行

昭和 62(1987)年 10 月 機械警備開始

平成 2 (1990)年 12 月 リフレッシュ工事完成(第 2 棟)

平成 4 (1992)年 4 月 学級数減少・第 1 学年 2 学級減 計 10 学級

平成 4 (1992)年 6 月 創立 90 周年記念式挙行

平成 7(1995)年 11 月 リフレッシュ工事完成(第 1 棟)

平成 8 (1996)年 9 月 耐震補強工事完成(第 2 棟)

平成 11(1999)年 11 月 耐震補強工事完成(第 3 棟)

平成 14(2002)年 4 月 学級数減少・第 1 学年 1 学級減計 8 学級 2 学期制導入

平成 14(2002)年 11 月 100 周年記念式典挙行

平成 16(2004)年 4 月 全学年 8 学級により計 24 学級

平成 18(2006)年 4 月 学級数減少により計 23 学級

平成 21(2009)年 4 月 学級数増加により計 24 学級

平成 22(2010)年 4 月 学力向上進学重点校指定

平成 24(2012)年 4 月 学級数増加により計 25 学級
文部科学省「学習指導実践研究協力校」指定

平成 24(2012)年 9 月 110 周年記念式典挙行

平成 25(2013)年 4 月 学級数増加により計 26 学級
文部科学省スーパーサイエンスハイスクール指定
学力向上進学重点校 Ver II 指定

平成 26(2014)年 4 月 学級数増加により計 27 学級

平成 27(2015)年 2 月 耐震補強工事完成(新体育館)

平成 30(2018)年 4 月 学力向上進学重点校指定

令和 2 (2020)年 4 月 文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール」(第 II 期)指定
国立教育政策研究所「教育課程研究指定
校事業芸術(音楽)」指定

令和 3 (2021)年 10 月 耐震補強工事完成 (第 1 棟)

令和 5 (2023)年 6 月 120 周年記念式典挙行

5. 歴 代 校 長

第1代	大 屋 八十八郎	明治 35 年 3 月 18 日	就任
第2代	三 森 浜 吉	大正 14 年 7 月 13 日	就任
第3代	園 田 清	昭和 2 年 2 月 23 日	就任
第4代	藤 井 徳三郎	昭和 3 年 10 月 1 日	就任
第5代	黒 土 四 郎	昭和 5 年 9 月 6 日	就任
第6代	永 野 毅	昭和 7 年 5 月 5 日	就任
第7代	佐 田 稔	昭和 19 年 4 月 30 日	就任
第8代	金 持 嘉 一	昭和 20 年 5 月 18 日	就任
第9代	安 達 茂 夫	昭和 22 年 7 月 4 日	就任
第10代	戸 倉 広	昭和 24 年 6 月 25 日	就任
第11代	上 島 一 夫	昭和 34 年 6 月 1 日	就任
第12代	小 林 房次郎	昭和 38 年 4 月 1 日	就任
第13代	朝 野 六 郎	昭和 41 年 10 月 11 日	就任
第14代	千 田 敬 三	昭和 44 年 10 月 16 日	就任
第15代	和 田 順三郎	昭和 52 年 9 月 1 日	就任
第16代	野 村 浜 生	昭和 55 年 9 月 1 日	就任
第17代	湯 川 良 平	昭和 59 年 4 月 1 日	就任
第18代	大 森 賢 三	昭和 62 年 4 月 1 日	就任
第19代	伊 東 英 俊	平成 2 年 4 月 1 日	就任
第20代	楠 元 守	平成 4 年 4 月 1 日	就任
第21代	進 藤 隆 博	平成 6 年 4 月 1 日	就任
第22代	井 上 東 亜	平成 8 年 4 月 1 日	就任
第23代	神 倉 正	平成 11 年 4 月 1 日	就任
第24代	石 塚 崇	平成 13 年 4 月 1 日	就任
第25代	八 木 猛	平成 15 年 4 月 1 日	就任
第26代	堀 英 雄	平成 18 年 4 月 1 日	就任
第27代	荒 木 高 司	平成 21 年 4 月 1 日	就任
第28代	田 中 均	平成 23 年 4 月 1 日	就任
第29代	佐 藤 信 行	平成 26 年 4 月 1 日	就任
第30代	中 垣 匡	平成 29 年 4 月 1 日	就任
第31代	上 前 悟	平成 31 年 4 月 1 日	就任
第32代	大 沢 利 郎	令和 3 年 4 月 1 日	就任

6. 学 則

第1章 総 則

第1条 本校は、神奈川県立厚木高等学校と称する。

第2条 本校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育を施すことを目的とする。

第3条 本校は、神奈川県厚木市戸室二丁目24番1号に置く。

第4条 本校に、全日制の課程の普通科を置く。

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

2 生徒が本校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第6条 本校の収容定員は、別に定めるところによる。

第2章 学年学期及び休業日

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日(第3号に該当するものを除く。次号において同じ。)

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日

(4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第7条に定める学年で通算して60日以内とする。

第10条 非常変災その他急迫の事情があるとき又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第11条 教育の実施上特別の事情があるときは、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ相互に振り替えることがある。

第3章 教育課程

第12条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

第13条 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

第14条 本校で使用する教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条に規定する教科書をいう。)は、神奈川県教育委員会が採択したものとする。

第15条 前条に規定する教科書のない場合は、校長が定める他の適切な教科書を使用することがある。

第4章 課程の修了及び卒業の認定

第16条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況及び平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第17条 前条に規定する卒業の認定等に係る規準及び手続は校長が別に定める。

第18条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかつた生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第5章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学等

第19条 この学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第20条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者

は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第21条 この学校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

第22条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

第23条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第24条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第25条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

第 26 条 生徒が病気その他やむを得ない理由により休学し、又は退学しようとするときは、保護者等は休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、生徒のうち、休養又は療養の必要があると認められる者があるときは、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を越えることはできない。

4 校長は、生徒の休学期間が1年以上にわたるときは、退学を命ずることがある。

第 27 条 休学中の生徒が休学の理由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証する書類を添えて校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第 28 条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者等は、その理由を明記して校長に届け出なければならない。

第 29 条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し、出席を停止させることがある。

第 30 条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、次の各号に掲げる基準に従い、必要と認める範囲で許可する。この場合において、遠隔地への旅行その他やむを得ない理由があるときは、その日数の加算を認めることがある。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 父母 | 7 日 |
| (2) 兄弟姉妹及び祖父母 | 3 日 |
| (3) 伯叔父母 | 1 日 |

第 31 条 生徒は、氏名又は住所の変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に届け出なければならない。保護者等の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に届け出なければならない。

第 6 章 賞 罰

第 32 条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

第 33 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により訓告、謹慎、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 授業料等

第34条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第35条 証明書交付の手数料及び調査書作成の手数料の取扱いについては、県立学校の証明書交付手数料等の徴収に関する条例（昭和30年神奈川県条例第12号）の定めるところによる。

第8章 職員組織

第36条 本校の職員組織は、校長が定める。

第9章 補 足

第37条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

2 令和2年度における第9条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和48年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和57年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において本校に在学する生徒の在学年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に入学した生徒 平成 26 年 3 月 31 日

(2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に入学した生徒 平成 27 年 3 月 31 日

(3) 第 1 号及び第 2 号に掲げる期間以外の期間に入学した生徒平成 25 年 3 月 31 日

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 13 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に高等学校に入学する生徒(学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 91 条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒(同日以降に同条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

7. 生徒心得

厚高生は本校生徒としての本分を守り、明朗でかつ健全な学校生活を送るようお互いに努力する。つねに向学精神を保持し、礼節を重んじ品位の向上をめざし、基本的生活の倫理にもとづいた行動をとることを心がけなければならない。

1. 登下校

登下校に際しては、諸規則を守り、生命の安全確保に努め、良識ある行動を心がけるものとする。

1. 始業時刻は午前8時45分とする。遅刻をしないように登校する。
2. 登下校は所定の通学路を通り、常に交通規則を厳守する。
3. 自転車通学者は自転車通学届けを提出し、学校指定のステッカーを貼り、所定の位置に置く。
4. 下校時刻は原則として午後6時とする。

2. 校内生活

校内生活は、集団の一員としての自覚を持ち、お互いの融和と信頼を旨とする。

1. 無断で火気を扱ってはならない。
2. 体育時等にあつては、貴重品は貴重品袋に入れて、体育準備室、あるいは担任に預ける。その他の場合は、安全な方法で各自が責任を持って管理する。
3. 学校内の施設を使用する場合は、責任者を明確にし、関係の先生（休日の時は関係の先生又は学校施設管理員）に予め許可を受けるものとする。
4. 事前に分かっている欠席・遅刻・早退等の場合は、学級担任（不在の場合は副担任）に申し出る。但し、遅刻した場合は、職員室で入室許可証を受け取り、記入し、学年の先生より印鑑をもらい、授業担当の先生に提出して授業を受ける。
5. 登校時から下校時までは、許可なく校外に出てはならない。
6. 物品等を遺失又は拾得したときはただちに関係の先生又は学級担任に届け出る。公共物破損の場合も同様とする。
7. 校内で、雑誌・新聞・その他の文書等の掲示、貼紙、陳列、配布等を行う場合は、生徒会総務に届け、関係の先生の承認を得るものとする。

3. 服装

本校生徒の服装としては、華美にわたらず、高価なものをさげ、身だしなみを整える。

1. 男子は黒の詰襟学生服（標準）とし、上着及びズボンの変形は禁ずる。女子は本校指定の制服を着用する。
2. 6月1日、10月1日を衣替えの基準とし、10月から5月は原則として学生服及び制服

を着用する。基準の前後1か月は移行期間とし、気候に応じて、上着を着用しないことも認めるが、この場合、白の、ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツとする。また、体温調節のためのベスト・カーディガン・セーターの着用を認めるが、この場合、黒・紺・茶・グレー・白・青・深緑・エンジ色の無地のものとする。

3. 登下校で使用する防寒着や雨具は、必要に応じて各自で用意する。色や形などの指定はない。ただし、授業等では原則として着用せず、服装を整えて学校生活を送ること。
4. 制服には必ず校章を付ける。ただし、夏服着用の期間については必要ない。
5. 上履きは学校指定の色のものを用いる。
6. 頭髪は極端な変形を加えたものをさげ、常に清潔にし、見苦しくないようにする。また原則として染髪は禁止とする。
7. 登下校の時は、制服を着用する。事情により制服を着用できない時は、担任を通して届け出をする。
8. ピアス等の装飾品は学校生活に不要なため、着用しないこと。

4. 校外生活

校外生活にあっても、本校生徒としての自覚を持ち、他人に迷惑のかからないよう心がける。

1. 夜間外出、外泊は必ず保護者の了解を求める。
2. アルバイト、学割申請が必要な旅行・キャンプ等は学校所定の用紙により保護者名をもって届け出るものとする。その内容について適宜指導・助言をすることがある。
3. 風紀上好ましくない飲食店及び娯楽施設に立ち入ることはしない。
4. 校内外において、生徒同士による物品の売買はしない。

8. 生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称）本会は神奈川県立厚木高等学校生徒会と称する。

第2条（目的）本会は本校教育方針のもとに会員相互の友愛を深めるとともに明朗自主的な学園生活の建設に努め、質実剛健の精神に基づき校風の樹立に努めるとともに会員各人の人格陶冶を目指し、また地域社会の発展のために寄与することを目的とする。

第3条（学校長）学校長は本会に関することの最終決定権を有する。

第4条（生徒会顧問）本会の顧問は職員会議より選出された職員若干名であり、本会の健全な発展のために助言を与える。

第5条（活動）本会は第2条の目的達成のため下記の活動をする。

- (1) 生徒総会
- (2) 各種委員会活動
- (3) 戸陵祭
- (4) 部活動
- (5) ホームルーム対抗競技会
- (6) その他本会目的達成のための事項

第2章 組 織

第6条（会員）本会は本校生徒によって組織される。

第7条（資格）会員である資格は入学すると同時に与えられ、入会する義務がある。また退校、卒業と同時に会員である資格はなくなる。

第8条（機関）本会は下記の機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 総務
- (3) 議長団
- (4) 評議委員会
- (5) 部長会議
- (6) 予算審議会
- (7) 選挙管理委員会
- (8) 特別委員会
- (9) 部・同好会
- (10) 特別活動団体
- (11) ホームルーム

第3章 役 員

第9条（総務）総務は本会の運営を活発かつ円滑に行うことを目的とし、下記の役員によって構成される。

- (1) 会長（1名）会長は本会を代表し、運営の最高責任者としてすべての会務を統括する。
- (2) 副会長（2名）副会長は会長を補佐し、会長に支障がある時その任務を代行する。
- (3) 書記（2名）書記は本会の議事録等を作成し保管する。またその他の庶務を行う。
- (4) 広報（2名）広報は本会の一切の広報活動を行う。
- (5) 会計（4名）会計は本会の一切の会計を行う。

第10条（議長団）議長（1名）、副議長（1名）、書記（2名）は常に中立を保持し評議委員会、部長会議等の進行を図る。

第11条（任期）上記の役員の任期は11月から翌年の10月までとする。

第4章 生 徒 総 会

第12条 生徒総会は本会の最高議決機関である。

第13条（通常会）通常会は年2回開き、その会期は3月と7月を原則とする。

第14条（臨時会）臨時会は会長が必要と認めた時、または全会員の5分の1以上の連署あった時に会長が学校長の承認を得て招集する。

第15条（定足数）生徒総会は全会員の3分の2以上の出席者で成立する。ただし後期においては3年生の自由出席を認め、1、2年の会員の3分の2以上の出席者で成立する。

第16条（議決）議決は出席者を基準とし、多数決によって成立する。

第5章 評議委員会

第17条 評議委員会は生徒総会に準ずる議決機関として組織される。

第18条（構成）評議委員会は別に定める評議委員及び運営機関代表としての総務役員、議事進行を行う議長団によって構成される。また会議の進行を円滑にするため助言者として顧問が出席する。なお本会各機関の代表者は評議委員会が必要と認めた時に出席することができる。

第19条（招集と開催）評議委員会は会長が必要と認めた時、又は評議委員より要求があった時に会長によって招集され、全評議員（ただし後期は1、2年生のみ）の3分の2以上の出席をもって開かれる。

第20条（評議委員）

- 1.（任務）評議委員は生徒による自主的な生徒会運営のため、各ホームルームを代表してその意志を表明し、生徒会活動の充実、一般会員と総務の一体化に努める。そのため各ホームルームにおいて討議を十分に行うこととし、また評議委員会の決議を各ホームルームに報告しなければならない。
- 2.（選出方法及び任期）評議委員は各ホームルームより1名ずつ選出され、本人はその時点で総務に届け出る義務を負う。なお新ホームルーム編成後、原則として一週間以内に決定することとし、任期は一年とする。
- 3.（辞任）評議委員の辞任はそのホームルームで正当と認められた時成立する。なお辞任した委員は後任者が決定した時点でその任を解かれる。
- 4.（リコール）会員は各自のホームルームの評議委員をリコールすることができる。評議委員のリコールはそのホームルームの会員の3分の2以上の不信任によって成立する。なおリコールされた委員は後任者が決定した時点でその任を解かれる。
5. 評議委員の辞任またはリコール成立後、そのホームルームはすみやかに後任者を選出し、後任者はその時点で総務に届け出る義務を負う。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第21条（評議委員代行）評議委員代行は評議委員に準じて1名選出され、ホームルームにおいて評議委員を補佐する。また評議委員が評議委員会等に出席不可能な時その代理として出席する。なお評議委員代行の辞任、リコールは評議委員と同様とする。

第22条（議決）議決は各ホームルームにおける討議の結果をふまえた上で評議委員によって行われ、出席評議委員の過半数の賛成をもって可決とする。

第23条（一般会員による傍聴と発言）評議委員会は原則として傍聴を許可する。なお一般会員の発言は評議委員会が必要と認めた時のみとする。

第6章 会 議

第24条（部長会議）

- 1.（構成と任務）各部・同好会の部長及び総務役員，議長団によって構成され，部活動発展のため諸問題を協議する。
- 2.（召集）会長が必要と認めた時，又は各部・同好会の部長より要求があった時に会長によって召集され，各部・同好会の部長の3分の2以上の出席をもって開かれる。
- 3.（議決）出席部長の過半数の賛成をもって可決とする。

第25条（予算審議会）

- 1.（構成と任務）1，2年の評議委員，各部部長，会計及び総務役員，議長団によって構成され，会長から提出された予算案を審議し，次年度予算を決定する。
- 2.（召集）予算案作成後に会長によって召集され，1，2年の評議委員，各部部長，会計の3分の2以上の出席をもって開かれる。
- 3.（承認）1，2年の評議委員，各部部長の3分の2以上の賛成をもって承認される。

第26条（協議委員会）

1. 大協議委員会

本委員会は生徒総会で生徒側が可決した議題，要望事項が職員側に否決され，生徒会長が必要と認めた時に開かれる。（生徒会長は委員の生徒を召集し，関係職員に出席を依頼する。）

（構成）本委員会は下記の者によって構成される。

- (1) 生徒会長と他の総務1名
- (2) 評議委員2名（評議委員会より立候補）（議長団による指名）
- (3) 各議題，要望事項につき提案者1名
- (4) 職員5名（教頭，議題・要望事項に直接関係する職員1名，生徒支援G1名，生徒会顧問2名）議事進行には議長団があたる。

（任務）生徒・職員間の懸案事項を協議し討議内容を要約して，生徒全員に伝える義務を負う。また，その内容を元にして，校長・職員に対し懸案事項の再検討を要請する。

2. 小協議委員会

本委員会は常任委員会及び本委員会以外の特別委員会において生徒側が可決した案又は要望事項を職員側に否決され，生徒会長が必要と認めた時に開かれる。（生徒会長はその必要を認めたときに評議委員会を召集し，過半数の賛成を得て本委員会の生徒を召集し，職員に出席を依頼する。）

（構成）本委員会は下記の者によって構成される。

- (1) 生徒会総務より1名

(2)当該委員会の案又は要望事項提出者2名

(3)職員3名(議案に係る職員1名及び生徒会顧問2名)議事進行には議長団があたる。

(任務)大協議委員会に準じる。

第7章 特別委員会

第27条 特別委員会は下記の通り必要に応じて会長承認のもとに置かれる。この委員会は任務終了後自動的に解散される。

◎戸陵祭審議委員会 総務及び戸陵祭執行委員会本部からの数名、公募により選出された参加希望者によって構成され、次年度の戸陵祭の基本構想を作成し、評議委員会で可決された後、生徒総会に提出する。

◎戸陵祭執行委員会 生徒総会で可決された基本構想によって選出された者によって構成され、戸陵祭のすべての運営にあたる。

◎規約改正審議委員会(16名) 評議委員会より6名、部長会議より4名(ただし文化部門、体育部門各々1名以上を含む)、総務より3名選出し、さらに提案者を加え生徒会会則及びそれに準ずる規約の改正にあたる。

◎会計監査委員会(5名) 予算審議会前、又は会計監査請求が成立した時、総務に関係しない者5名を評議委員会の互選により選び、部会計簿ならびに総務会計簿を監査し、その結果を会員に報告しなければならない。

第8章 部 活 動

第28条 第2条の目的達成のため下記の部・同好会を置く。

◎文化部 囲碁将棋、英語、演劇、音楽、写真、吹奏楽、SS研、美術、物理化学、文芸、茶華道、園芸、新聞、軽音楽、アコースティックギター

◎運動部 弓道、剣道、サッカー、山岳、柔道、水泳、器械体操、卓球、ソフトテニス(男女)、バスケットボール(男女)、バドミントン(男女)、バレーボール(男女)、硬式野球、陸上競技、ダンスドリル、テニス(男女)

◎同好会 A I C、クイズ研究

第29条 (役員)

1. 各部・同好会には下記の役員を置き、運営を円滑に行う様努力する。

(1) 顧問 本校職員がこれにあたる。

(2) 部長(1名)その部の代表者であり、部長会議等に出席する義務がある。

(3) 副部長(1名以上)部長を補佐し、部長に支障がある時その任務を代行する。

(4) 会計(1名以上)その部の一切の会計を行う。

2. 各部・同好会は新役員決定後、一週間以内に役員名簿を総務に届け出なければならない。

第30条 (活動報告)各部・同好会は毎年度末、又は総務から要求があった時に所定の用紙をもって総務に活動報告をしなければならない。

第31条 (部)

1. 各部は原則として、4月末時点での部員数が5名未満、又は競技に必要な人数に満たない場合は休部となる。休部となった部は活動を停止し、入部手続きに関しては総務が補助する。
2. 3年間休部状態が続いた場合、その部は総務会の決定を経て廃止される。会長は、生徒総会でこの決定を報告しなければならない。

第32条(部室) 第31条により廃止された部は部室を総務に返還しなければならない。また部室請求は総務に申し出、部長、総務及び生徒会顧問の話し合いのもとに決定する。

第33条(同好会)

1. 健全な学校生活のために心身の発達を目的として同好会を結成することができる。
2. 同好会の発足には5人以上の同意者及び顧問内定者を必要とし、代表者が総務に所定の用紙をもって届け出、評議委員会を経て生徒総会の決定ののち、学校長の承認を得てこれを成立する。
3. 同好会は年度途中でも学校長の承認を得た時点で発足する。
4. 同好会は毎年3月にその会存続について生徒総会で審議し、存続不可能と認めた場合は廃会とする。
5. 同好会の運営のため生徒会運営費より、年間5,000円以内を支給する。
6. 次の条件を満たす同好会は、部への昇格を総務へ申請し、生徒総会へ提案できる。
 - (1) 同好会としての活動を3年以上継続している。
 - (2) 会員数が5名以上かつ競技に必要な人数を満たしている。
7. 同好会の部昇格は、生徒総会の決定ののち、学校長の承認を得て次年度の4月から成立する。

第9章 特別活動団体

第34条 第2条の目的達成のため、下記の特別活動団体を置く。

◎厚木高校ボランティア向上グループ

第35条(役員)

1. 特別活動団体は下記の役員を置き、運営を円滑に行うよう努力する。
 - (1) 顧問 本校職員がこれにあたる。
 - (2) 代表(1名)その団体の代表者であり、その運営等を行う。
 - (3) 副代表(2名)代表を補佐し、代表に支障がある時その任務を代行する。
 - (4) 会計(1名以上)その団体の一切の会計を行う。
2. 特別活動団体は新役員決定後、速やかに役員名簿を総務に届け出なければならない。

第36条(活動報告)

特別活動団体は3月末及び10月末、又は総務から要求があった時に所定の用紙をもって総務に活動報告をしなければならない。

第 37 条(厚木高校ボランティア向上グループ)

1. (名称) 本団体は厚木高校ボランティア向上グループ
[通称:AVEG (Atsugi high school's Volunteer Elevating Group)]と称する。
2. (目的) ボランティア活動を通してボランティア精神の向上を図り、また地域貢献することで、さらなる地域の発展を目指すことを目的とする。
3. (活動) 本団体は主に下記の活動を行う。ただし、学校長が認めたものに限る。
(1)募金活動 (2)地域貢献活動 (3)物品回収活動(エコキャップ運動等)
(4)その他ボランティア活動
4. (会員資格) 本団体の目的に賛同する者は誰でも入会できる。ただし、本校生徒に限る。
5. (入会) 入会希望者は、本団体会員に口頭あるいは書面で申し込むものとする。
6. (会計) 運営のため、生徒会運営費より年間 5,000 円以内を支給する。なお、以下の条件を設ける。
(1) 交通費については一切支出しない。ただし、学校が特に認めたものについてはこの限りではない。
7. (派遣制度) 総務は本団体の円滑な運営のために若干名の役員をその会員として派遣するものとする。

第 10 章 選 挙

第 38 条 (選挙権) 選挙権はすべての会員の権利であると共に神聖な義務であって特別の理由なくしては棄権することがあってはならない。

第 39 条 (被選挙権) 被選挙権は原則として 1, 2 年の会員が有する。

第 40 条 (生徒会役員の選出方法)

1. 総務役員は次の方法によって選出され、学校長が任命する。
 - (1) 会長は立候補制とし、全会員による選挙によって 1 名選出する。
 - (2) 副会長以下 10 名以上は会長が推薦し、評議委員会で決定する。
2. 議長団は次の方法によって選出され、学校長が任命する。
 - (1) 議長は立候補制とし、評議委員会によって 1 名選出される。
 - (2) 副議長、書記は議長が推薦し、評議委員会で決定する。

第 41 条 (リコール) すべての会員は総務役員及び議長団をリコールすることができる。リコールは、全会員の 5 分の 1 以上の連署をもって発議され、全校投票の 3 分の 2 以上の不信任投票を得て成立する。なお選挙管理委員会はリコール発議成立後、1 週間以内にこれを全校投票にかけなければならない。

第 42 条 (辞任) 総務役員及び議長団の辞任は、これが評議委員会で正当と認められたときにその 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。

第 43 条 (選挙管理委員会)

1. 生徒会役員の選出、辞任、リコールおよび次期選挙管理委員の選出に関して、公正かつ円滑に運営することを目的とし、その一切の業務を行うことを任務とする。また

その一切の責任は選挙管理委員会が負う。

2. 委員長 1 名，委員 8 名の計 9 名（選出時 3 年）で構成される。選挙管理委員は常任委員として選出される。委員長は立候補制とし，選挙管理委員会の中から選出される。
3. 選挙管理委員の任期は 4 月より翌年の 3 月までとする。
4. 選挙管理委員は選出された時点で被選挙権を失う。

第 44 条（補充選挙）

1. 会長の立候補なき場合は，選挙管理委員会が本人の意志を得て推薦し，全会員の信任投票による過半数をもって承認されたものを学校長が任命する
2. 議長又は選挙管理委員長の立候補なき場合は，選挙管理委員会が本人の意志を得て推薦し，評議委員会による過半数の信任によって承認された者を学校長が任命する。
3. 会長のリコール又は辞任成立後，選挙管理委員会は 1 週間以内に補充選挙を行わなければならない。その他の総務役員の場合は会長が原則として 1 週間以内に補充し，評議委員会で決定する。ただし，後任者の任期は前任者の残任期間とする。
4. 議長のリコール又は辞任成立後，選挙管理委員会は 1 週間以内に補充選挙を行わなければならない。その他の議長団役員の場合は議長が原則として 1 週間以内に補充し，評議委員会で決定する。ただし，後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 45 条 その他の選挙に関する細則は別に定める。

第 11 章 会 計

第 46 条（費用）本会の費用は会員より徴収される生徒会費をもつてこれにあてる。

第 47 条（会費）生徒会費は 1 人年額 7,680 円とする。

第 48 条（入会金）入会金は 1 人 500 円とし入学と同時に納入し，一般会員共通の事業にあてられる。

第 49 条（予算）予算は次の手順で決定される。

- (1) 予算概案は総務会計が編成する。
- (2) 総務会計はこれに基づいて各部と折衝を行い、予算案をまとめる。
- (3) 予算案は会長によって予算審議会に提出され決定される。

第 50 条（経理事務）予算の支出は次の手順による。

- (1) 各部予算支出は各部顧問の印を受けた所定の用紙をもって生徒会顧問に申し出る。
- (2) 支出事務は生徒会顧問が行う。支出には生徒会顧問と校長の印を必要とし，金銭は各部顧問を通じて各部に支払われる。
- (3) 生徒会運営費支出は部と同様とする。

第 51 条（期間）会計年度は 4 月 1 日から 3 月末日までとする。

第 12 章 改 正

第 52 条 本会会則及びそれに準ずる規約の改正は次の方法で行う。(1) 本会会則及びそれに準ずる規約の改正は，その改正案が評議委員会に提出され可決された時に発議される

- (2) (1)によって発議された改正案は規約改正審議委員会で審議される。なお規約改正審議委員会は必要に応じて修正案を添えることができる。

(3) 規約改正審議委員会を経た改正案は、生徒総会での3分の2以上の承認と学校長の同意を得て成立する。

第53条（規約の表記変更）本会会則及びそれに準ずる規約の表記変更は、生徒総会で3分の2以上の承認と、学校長の同意を得て成立する。

第13章 補 則

第54条（傍聴）傍聴は議事運営責任者の権限によって許可された時のみ可能とする。

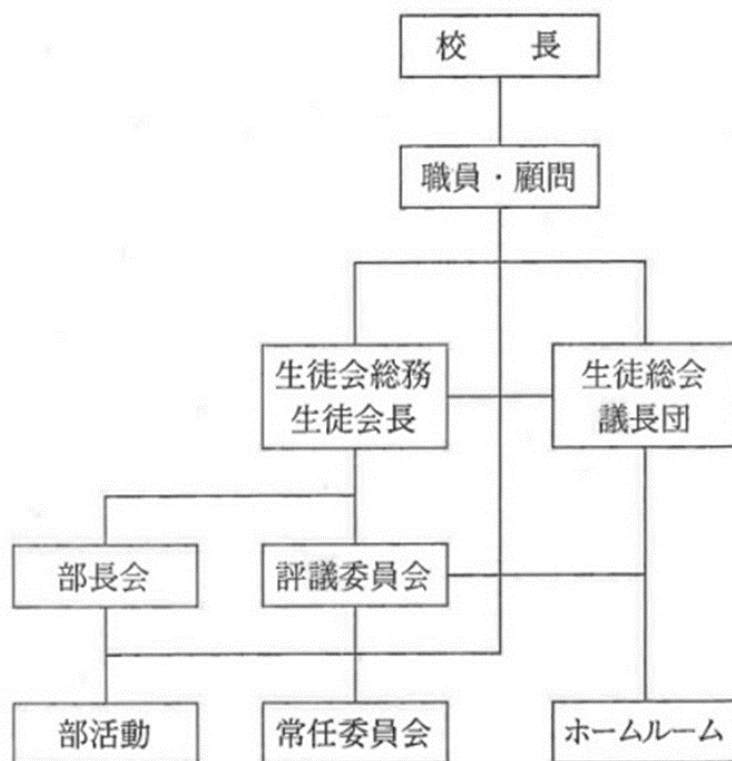
第55条（戸陵祭）

1. 戸陵祭審議委員会が作成した基本構想は評議委員会において討議，可決される。3月の生徒総会においてこの基本構想に基づき，次年度開催の有無を討議する。この議題は戸陵祭審議委員会が提出する。
2. （執行委員会）総会により開催が決定された場合，新ホームルーム編成時に第27条によって執行委員を選出し，この時点から具体的な活動を行う。
3. 戸陵祭終了後，戸陵祭執行委員会は反省会を行い，その結果を一般会員に報告しなければならない。

第56条（連署）連署は若干名の発起人を必要とし，その趣旨，署名及び署名者捺印(拇印も可)が明記されたものとする。ただし生徒総会開催請求及び会計監査請求は総務に提出されるものとし，生徒会役員のリコールは選挙管理委員会に提出されるものとする。

第57条（施行）12章により年度中に改正，表記変更された規約は次年度の4月より施行される。

生徒会組織図



9. 選挙管理規則

第1章 総則

第1条（目的）本規則は神奈川県立厚木高等学校生徒会会則第46条に基づいて、生徒会役員及び選挙管理委員の選出を円滑に行うことを目的として定める。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会は生徒会会則第44条に基づいて活動する。

第3条 選挙管理委員会は常に中立を保持し、候補者のいかなる運動にも参加してはならない。また候補者のいかなる行動をも阻害してはならない。ただし違反行為に対してはこの限りでない。

第4条 選挙管理委員会の権利及び義務は本規則に定める所より逸脱してはならない。

第3章 生徒会会長選挙

第5条（日程）

- 1.（公示）選挙管理委員会は9月中旬に会長選挙日程を発表しなければならない。
- 2.（投票）投票は10月中旬に行う。

第6条（立候補手続き）立候補手続きは選挙管理委員会が定めた期間中に行われるものとし、立候補する者は責任者1名とともに所定の用紙をもって届け出なければならない。

第7条（選挙運動）

1. 候補者は選挙運動を行う場合、次の事項に従わなければならない。
 - (1) 選挙運動は選挙管理委員会が指定した場所、方法、期間、時間を守って行われなければならない。
 - (2) 校内放送及びメガホン等を使用してはならない。ただし第10条の政見放送はこの限りではない。
 - (3) 掲示物はポスターのみとし、大きさはB2版（520mm×740mm）以内で選挙管理委員会の認印を必要として、枚数は30枚以内とする。なお掲示場所は選挙管理委員会が指定した場所のみとし、選挙終了後、候補者が責任をもって回収しなければならない。
 - (4) プラカード、たすき等の使用は選挙管理委員会の許可を必要とする。
 - (5) ビラの配布等の文書による運動は行ってはならない。
 - (6) 郵便物、電話等の校外における選挙運動および金品の受け渡し等の非道徳的行為による選挙運動は行ってはならない。
 - (7) 候補者自身の意志による演説会は選挙管理委員会の許可を受けて行うことができる。
2. 何人も候補者又は支援者の選挙運動を阻害してはならない。ただし選挙管理委員会の職務権限に関してはこの限りでない。

第8条（立会演説会及び討論会）

- 1.（目的）立会演説会及び討論会は候補者の政見が有権者に正確に伝達されることを目的として選挙管理委員会が執行する。
- 2.（聴取）選挙権を有するすべての会員は立会演説会及び討論会を聴取しなければならない。

3. すべての候補者は立会演説会及び討論会に参加しなければならない。
4. 演説の順番は当日の抽選によって決定される。
5. (応援弁士) 1人の候補者が持ち得る応援弁士は生徒会会員である者3名以内とする。ただし事前に選挙管理委員会の許可を必要とする。
6. (演説時間) 演説時間は1人の候補者に対して20分が与えられる。ただしこの時間内にすべての演説を終了しなければならない。
7. 討論会はすべての候補者の演説が終了した後に行う。ただし候補者が1名の場合は行われぬ。

第9条 (公聴会)

1. (目的) 公聴会は有権者が質疑応答を通じて候補者を理解することを目的として選挙管理委員会が執行する。
2. すべての候補者は公聴会に参加しなければならない。

第10条 (選挙公報及び政見放送) 選挙管理委員会は、候補者の政見を有権者に広報するため選挙広報を発行し、放送委員会の協力のもとで政見放送を行う。

第11条 (選挙方法) 選挙は次の方法によって行われる。

- (1) 立候補者が2名以上の場合は第12条に従って投票を行う。
- (2) 立候補者が1名の場合は第16条に従って信任投票を行う。
- (3) 立候補者なき場合は選挙管理委員会は本人の意志を得て候補者を推薦し、第16条に従って信任投票を行う。

第12条 (投票)

1. 投票は次の事項に従って行われる。
 - (1) 投票は当日の出席者を有権者として行われ、必ず有権者自身が投票しなければならない。ただし(3)による不在者投票はこの限りではない。
 - (2) 有権者は選挙管理委員会の指示に従って所定の用紙を用いて定められた時間内に投票しなければならない。
 - (3) (不在者投票) 当日やむをえない理由がある者は担任又は担当の職員の証書を選挙管理委員会に提出した上、不在者投票を行うことができる。
 - (4) 選挙管理委員会の指示に従わなかった投票は無効とする。
2. 投票所は選挙管理委員会が管理する。
3. 投票依頼、買収投票その他非道徳的投票はしてはならない。

第13条 (開票)

1. 開票は原則として即日開票とする。
2. 開票所は選挙管理委員会が管理する。
3. (立会人)
 - (1) 各候補者は2名ずつの立会人を選出し、開票に立ち合わせなければならない。
 - (2) 立会人は妥当な抗議を選挙管理委員会に対して行い選挙管理委員会の公正な判定を受ける権利を有する。ただし非道徳的行為により不正に選挙管理委員会を弾圧しては

ならない。

第14条（当選）

- 1.（有効投票数）有効投票数は全投票数より無効投票数を差し引いたものとする。
2. 当選者の決定は次の事項に従い選挙管理委員会がこれを行う。
 - (1) 当選は投票により最も多数の票を得たものとする。
 - (2) 当選には有効投票数の4分の1以上の得票を必要とする。
 - (3) 当選には最多得票者と次点者との得票数に有効投票数の20分の1以上の差を必要とする。ただし候補者が2名の場合はこの限りでない。
1. 当選者が当選の取り消しを受けた場合は第17条第2項に準じて補充選挙を行う。
2. 当選には有効投票数の4分の1以上の得票を必要とする。
3. 当選者が当選の取り消しを受けた場合は第17条第2項に準じて補充選挙を行う。
- 4.（発表）発表は特別の支障のない時は投票日と同日とする。

第15条（決選投票）決選投票は第12条、第13条に準じて行われ、最も多数の票を得た者を当選とする。

1. 最多得票者が1名で次の各事項に該当する場合は、最多得票者と次点者により決選投票が行われる。
 - (1) 最多得票者が有効投票数の4分の1以上を得なかった場合。
 - (2) 候補者が3名以上の場合において、最多得票者と次点者との得票数に有効投票数の20分の1以上の差がなかった場合。
2. 最多得票者が2名以上の場合はその候補者で決選投票を行う。

第16条（信任投票）

1. 信任投票は第11条(2)、(3)の場合に、第12条、第13条に準じて行われる。
- 2.（承認）承認は第1項により有効投票数の過半数の信任をもって成立する。
- 3.（発表）発表は特別の支障のない時は投票日と同日とする。

第17条（補充選挙）

1. 第11条(3)の被推薦者なき場合及び第16条第2項で非承認の場合は、2年生各ホームルームより1名を選出し、候補者として投票を行う。この投票は第12条、第13条に準じて行われ、最も多数の票を得た者を当選とする。
2. 会長のリコール又は辞任成立後、選挙管理委員会は1週間以内に補充選挙を公示しなければならない。なお投票は公示より3週間以内に行い、その他の要項は通常選挙と同じとする。

第4章 総務役員選挙

第18条（方法）会長以外の総務役員は生徒会会則第41条第1項(2)に基づき会長決定後、次の事項に従って選出される。

- (1) 会長当選者はすみやかに総務役員候補を推薦し、選挙管理委員会に届け出なければ

ならない。

(2) 選挙管理委員会は(1)の候補者の政見等を会員に伝達し、また候補者を評議委員会における信任投票にかけなければならない。

(3) 評議委員は評議委員会で示された候補者の政見等を正確にホームルームに伝達し、それについて話し合いを行わなければならない。

(4) 会長以外の総務役員の承認はホームルームでの話し合いをふまえた上で一括して行われる。なお承認は全評議委員の過半数の信任をもって成立する。

第 19 条（補充選挙）会長以外の総務役員の補充選挙は次の場合に行われ、要項は第 18 条に準ずる。

(1) 第 18 条(4)で非承認の場合。

(2) 総務役員のリコール、辞任が成立した場合。

(3) 会長の補充選挙が終了した場合。

第 5 章 議 長 団 選 挙

第 20 条

1. 議長は生徒会会則第 41 条第 2 項(1)に基づき次の事項に従って選出される。

(1)（公示）選挙管理委員会は 9 月中旬に議長選挙日程を発表しなければならない。

(2)（選出）選出は 10 月中旬に行われる。

(3)（立候補手続き）立候補手続きは第 6 条に準ずる。

(4) 選挙管理委員会は(3)の候補者の意見等を会員に伝達し、また候補者を評議委員会における投票にかけなければならない。

(5) 評議委員は評議委員会で示された候補者の意見等を正確にホームルームに伝達し、それについて話し合いを行わなければならない。

(6) 立候補者が 2 名以上の場合は評議委員会で最も多数の票を得た者を当選とする。

(7) 立候補者が 1 名の場合は全評議委員の過半数の信任をもって承認される。

(8) 立候補者なき場合は選挙管理委員会が本人の意志を得て候補者を推薦し、(7)に従って承認される。

(9) (6)で最多得票者が 2 名以上の場合はその候補者で決選投票を行い、最も多数の票を得た者を当選とする。ただし候補者が 2 名の場合は決選投票は行われず、選出方法は(10)に基づく。

(10) (9)でさらに同数の表を得た者が出た場合は会長がこれを決する。

(11) (7)で非承認の場合及び(8)で被推薦者なき場合は 2 年生各ホームルームより 1 名を選出し、10 名を候補者として最も多数の票を得た者を当選とする。

2. 議長のリコール又は辞任成立後、選挙管理委員会は 1 週間以内に補充選挙を行わなければならない。なお評議委員会における投票は公示より 1 週間以内に行い、その他の要項は通常の選挙と同じとする。

第 21 条

1. 副議長・書記は生徒会会則第 41 条第 2 項(2)に基づき議長決定後に選出される。なおその方法は第 18 条に準ずる。
2. 副議長・書記の補充選挙は次の場合に行われ、要項は第 1 項に準ずる。
 - (1) 評議委員会で副議長・書記が非承認の場合。
 - (2) 副議長・書記のリコール、辞任が成立した場合
 - (3) 議長の補充選挙が終了した場合。

第 6 章 選挙管理委員会選挙

第 22 条

1. 選挙管理委員長は生徒会会則第 44 条第 2 項(1)に基づき選出される。なおその方法は第 20 条第 1 項に準ずる。
2. 選挙管理委員長以外の委員は生徒会会則第 44 条第 2 項(2)に基づき選出される。なおその方法は第 18 条に準ずる。

第 7 章 罰 則

第 23 条 本規則に違反した者は次の事項に従ってこれを処罰する。

1. 第 7 条第 1 項(6), 第 2 項, 第 12 条第 3 項, 第 13 条第 3 項に関しては以下のように定める。
 - (1) 上項目に違反した者はその選挙に関する選挙権および被選挙権を失う。
 - (2) 責任者・応援弁士・立会人が上項目に違反した場合、候補者はその選挙に関する被選挙権を失う。
 - (3) 当選後(1)(2)に該当する行為が判明した場合、当選者はその当選を取り消される。
2. 第 7 条第 1 項(1), (2), (4), (5), (7), 第 8 条第 5 項, 第 6 項に違反した者は選挙管理委員会が選挙運動の停止を命じ、選挙管理委員会によって指定された方法により謝罪公告をしなければならない。
3. 第 7 条第 1 項(3)に違反した者は選挙終了までポスターの掲示を禁止する。
4. その他の罰則は選挙管理委員会がこれを討議し、執行する。

第 24 条 本規則に関する違反を強要した者は、第 23 条に準じてこれを処罰する。

第 8 章 補 則

第 25 条 (任命) 総務役員及び議長団に決定した者は学校長によって任命される。

第 26 条 (リコール・辞任) 総務役員及び議長団のリコールは生徒会会則第 42 条に定める方法によって成立する。また総務役員及び議長団の辞任は生徒会会則第 43 条に定める方法によって成立する。リコール又は辞任の成立した総務役員及び議長団は後任者が決定した時点でその任を解かれる。

第 27 条 選挙管理委員会は選挙を円滑に執行するため本規則以外の臨時の規則を設けることができる。

第 28 条 選挙管理委員会が第 27 条に基づいて行った処置および第 23 条第 4 項に基づいて執行した罰則に問題が生じた場合、評議委員会がこれを解決する。

第 29 条 (施行) 本規則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行される。

10. 常 任 委 員 会

1. (常任委員会) 健全な学校生活確立のため学校長のもとに次の常任委員会をおく。
ホームルーム, 校規, 保健, 新聞, 図書, 会計, 放送, 体育, 施設, 環境美化, 地震防災
2. (活動) それぞれの委員会は顧問のもとにおいて自発的な意志に基づいて活動し, 生徒会総務その他からの要求があれば顧問の許可を得て活動することができる。
3. (役員) 各常任委員会には次の役員をおく。また必要があればこの他の役員をおくことができる。
○委員長(1名) 委員会(第1回)において委員から選出する。
○副委員長(2名) 同じく1, 2年生の委員の中から1名ずつ選出する。
4. (委員選挙) 各委員会に属する常任委員は各ホームルームより2名選出する。(ただし地震防災及び環境美化委員に限り各ホームルームより4名とする。)この選挙は前期始業日より2週間以内とする。
5. (委員任期) 任期は4月より翌年の3月までとする。
6. (顧問) 各委員会には助言者として顧問をおく。
7. (委員長) 委員長は必要に応じて委員会を開き, これを統率する。また委員長は必要があるときは評議委員会に委員会の意志を伝達し代表として意見を述べ, 評議委員会の伝達事項を自分の委員会に報告せねばならない。
8. (議決) 委員会の意志を決定するための議決は全常任委員の過半数の出席を必要とし, 出席者の過半数の賛成で可決する。
9. (任務)
 - ホームルーム委員会
本来の目的である学習の効果をあげるための諸問題を自主的に解決すべく努力する。
 - 校規委員会
学校の規則を生徒の立場から理解し, 自らの良心に従って健全な校風の育成を促す。
 - 保健委員会
学校内における生徒の保健衛生に留意し, 相互に健康で安全な学校生活がおくれるよう活動する。
 - 新聞委員会
学校生活の向上を期し, 学校新聞が広報誌の発行, 取材, 編集等の補助を行う。
 - 図書委員会
学校図書の管理, ならびに正しい読書態度, 習慣を生徒に徹底させることを主な仕事とし, これに付随する諸業務を行う。
 - 会計委員会
金銭の扱いには十分配慮し, 学業生活上の生徒ひとりひとりの身になって会計の仕事に

たずさわりの、また諸問題を解決する。

○放送委員会

学校内における放送業務の一切を行う。委員会は放送内容を企画し、演出して校内放送文化の向上を図るべく努力するとともに放送による校内連絡の徹底を図る。

○体育委員会

生徒全員の精神、身体の健全な育成を目指し、体育に関する生徒会行事、学校行事を中心に活動を行う。

○施設委員会

安全にして、健康な学校生活を送る上に必要な作業を行う。

○環境美化委員会

学校内の環境美化及び清掃用具の管理にあたる。特に、大掃除のときは中心となつてその運営の任にあたる。

○地震防災委員会

学校内の防火防災に留意し、防火防災思想の普及に努め、これに関する行事には、中心となつて活動する。また、大規模地震に対する日頃の心がまえと対策に留意し、警戒宣言発令及び地震発生時には中心となつて活動する。

11. 戸陵会館使用規定

1. 戸陵会館を使用しうる者は原則として、本校職員生徒及び卒業生とする。
2. 戸陵会館の部室の使用規定を定める。
3. 戸陵会館の部室使用者は次の規定に従わなければならない。

部室は各部で随時使用するが、部長及び顧問の責任において次にあげる事項を守ること。

- (1) 朝のホームルームから帰りのホームルームまでは使用を禁止する。ただし特別の場合は顧問の許可を得ること。
- (2) 下校時刻を厳守して使用すること。
- (3) 各部室の管理は各部の部長が行うこと。
- (4) 建物や備品を破損したり損失したりした場合は原則として破損損失した者がこれらを弁償すること。
- (5) 部室内では火気は一切使用してはならない。
- (6) 使用終了後は必ず鍵をかけること。
- (7) 各部室には使用当該部員以外は一切出入を禁止する。ただし、特別の場合には顧問の許可を得ること。
- (8) 部室使用にあたっては次のエチケットを守ること。
 - ア. 器物備品を大切にすること。
 - イ. 清潔整頓を保つこと

- ウ. 周囲の清掃をよく行うこと。
 - エ. 器物を勝手に移動したり、落書きなどをしないこと。
- (9) 生徒は、上記の規定に従わないと使用を禁止する。

12. トレーニングルーム使用規定

- 原則、顧問の先生がついて使用する。(嘱託コーチでも可)
- 個人使用は認めない。
- 事前に講習を受講していない者は使用できない。

1. 利用できる時間

朝 7:30 ~ 8:20

昼 昼休み

放課後 完全下校時間の 30 分前まで

* 短縮授業、テスト中は上記以外の時間も可能。

2. 使用上の注意

- (1) 体育準備室で鍵を借り、使用表に必要なことを記入してから入室する。
- (2) 「トレーニングウェア」、「学校指定の体育館履き」を着用とする。
- (3) トレーニング器具は備え付けのものをその用途に従って使うこと。
- (4) 器具を独占使用しないこと。互いに譲り合い、周りに迷惑をかけない。
- (5) 飲食禁止。
- (6) 器具等についた汗は各自のタオルで必ず拭き取ること。
- (7) 使用した部活は必ず器具を元に戻し、戸締り、掃除を行う。
- (8) 体育科の先生方の指示には必ず従うこと。

〈フリーウエイト利用上の注意〉

- (1) バーベルシャフトのプレートの取り付け、取り外しは左右対称に行い、必ずカラー(固定具)でプレートを固定する。
 - (2) バーベルをラックから外すとき、及び戻す時は特に危険なので、静かに確実に手を扶まないよう、気を付けること。
 - (3) 使用したプレートは、次の人のために元の位置に戻す。
 - (4) 器具を長時間独占せず、1回30分を上限とし、他の人と譲り合って利用すること。
- * 器具を壊した場合、または破損を発見した場合には速やかに体育科に連絡する。
- * 以上のことが守れない部活動は使用を禁止する。

3. この規定は平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

13. 合宿実施規定

1. 合宿の目的

合宿は日常の練習の不足を補うため、強化合宿として行い、共同生活による親睦と協調性を高めるようにする。

2. 合宿の時期及び期間

- (1) 合宿は原則として夏・冬・春休みの授業のない期間に行うこと。
- (2) 4泊5日以内とし同一期間内に希望する部が重なった場合は担当職員がこれを調整する。

3. 使用施設

- (1) 使用する施設はその都度担当職員が決める。
- (2) 宿泊の場所、食事の場所、練習の場所等に指定された施設以外は使用しないこと。
- (3) 合宿が終了したら引きついだときの状態に戻して顧問の了解を得ること。顧問はつぎに使用する部の顧問に引き継ぐ。
- (4) 機械警備に関わる鍵等の管理は各期間中、担当者を決めておく。

4. 指導者

- (1) 合宿の指導はその部の顧問で行う。
- (2) 宿泊は顧問及び嘱託コーチのみとする。
- (3) 顧問及び嘱託コーチ以外の者が宿泊所に立ち入ることを禁止する。

5. 合宿心得

- (1) 合宿心得を守り、活動・練習すること。
- (2) 健康に注意し、身体に異常を感じたときにはすぐ顧問に連絡すること。
- (3) 施設の使用及び火気には十分注意すること。
- (4) 使用後は施設の清掃、復元を行うこと。とくにゴミの処理は指示に従い、後に使用する団体に迷惑を掛けないこと。
- (5) 用具は丁寧に使用し、紛失破損等のないように注意すること。

この合宿規定を守らない部に対しては、別に指導を行う。

14. 体育館使用に関する規定

(フロア・ステージ・放送室・卓球場・ギャラリー)

1. 管理は体育科が行う。
2. 体育館内は学校指定の体育館シューズもしくは部活動のシューズを使用すること。
3. 施設・備品・用具類の取り扱いは丁寧に行い、破損・紛失に注意すること。もし破損した場合は速やかに体育科に連絡すること。
4. 一般生徒への体育施設開放は原則として昼休みのみとする。
5. 次の行為は禁止する。

- ① 周囲の壁に向かってボールを投げつけたり，たたきつけたりすること。
 - ② 他人や他の集団に迷惑な行為をすること。
 - ③ 体育館内で飲食すること。
6. 体育館使用後は後片付け・清掃を行い，消灯・戸締りを確認すること。
7. 使用の方法が規定に反する場合は，使用禁止にすることがある。

15. 図書館利用規定

1. 開館 平日 8:50～16:30

長期休業中の開館については，その都度掲示する。

2. 貸出

- ・期間は2週間，冊数は特に制限しない。
- ・雑誌の最新号は一夜貸出とする。

3. 返却

入口の返却カゴまたは返却ボックスに返却することとする。予約者がいない場合2回を限度として，延長の手続きをすることができる。

4. 予約

探している資料がない時は，予約をすることができる。貸し出し中の資料は返却され次第，また，所蔵していない資料の場合は，購入又は他館から借りて提供する。

5. コピーサービス

図書館所蔵の資料に限り，コピーサービスを受けることができる。

6. 図書館を利用する際には，特に次のことに注意する。

- ・入口で石けんによる手洗いをする。
- ・館内に食べ物や水・お茶(フタのついたもののみ)以外の飲み物を持ち込まない。
- ・資料を持ち出すときには，必ず手続きをする。
- ・授業中に利用する場合は教科担当者の許可を得てから利用する。

参考:当館の図書はNDC(日本十進法分類法)に従い，次のように分類配架されている。

000 (総記)	500 (技術・家庭)
100 (哲学・心理・宗教)	600 (産業)
200 (歴史)	700 (芸術・スポーツ)
300 (社会科学)	800 (言語)
400 (自然科学)	900 (文学)

15. 年間行事予定

月	学 校 行 事
4 月	始業式、入学式、対面式、新入生歓迎会、部活動紹介、課題テスト 新入生オリエンテーション、入部手続き、身体計測・新体力テスト 避難訓練、心臓病検診、実力試験（1・2年）、進路ガイダンス 保護者対象進路説明会（1年）
5 月	PTA総会、尿検査、内科検診、結核検診、眼科検診、耳鼻科検診 遠足（全学年）、プレ中間試験、医歯薬ガイダンス 保護者対象進路説明会（2・3年）、戸陵祭（体育部門）
6 月	前期中間試験、実力試験、歯科検診、生徒による授業評価 SSH成果発表会（3年）、選択科目説明会（1・2年）
7 月	生徒総会、三者面談、性感染症予防講演会（2年）、大掃除 全校集会、救急救命法講習会、夏期講習
8 月	部活動合宿、夏期講習、学校説明会、県央西地区公私合同説明会 SSH全国生徒発表会、国内語学研修、課題テスト（1・2年） 避難訓練、実力試験
9 月	戸陵祭（文化部門）、学校推薦校内選考開始（3年） 前期期末試験（1・2年）、実力試験（3年） 大学入学共通テスト出願（3年）
10 月	生徒会長選挙立会演説会・投票、通知表配付、実力試験（3年） 知の探究講座（1・2年）、学校説明会
11 月	後期中間試験、地域貢献デー、修学旅行（2年）
12 月	3年特別時間割・特別講座、携帯電話教室（1年） 薬物乱用防止教室（1年）、駅伝大会（1・2年）、面談週間 大掃除、全校集会、冬期講習
1 月	冬期講習、実力試験（1・2年）、大学入学共通テスト（3年） 共通テストリサーチ（3年）、出願指導（3年）
2 月	入学者選抜、3年計画登校
3 月	卒業式、後期期末試験（1・2年）、球技大会（1・2年） 生徒総会（1・2年）、SSH成果発表会、修了式、離任式 通知表配布、部活動合宿、（ニュージーランド海外研修）

第一応援歌

制作 不明

作詞 不詳

作曲 不詳

一・伝統古き 三剣の

さんと輝く 旗のもと

勝利の使命 果さんものと

奮い立ちたる 健男児

二・阿夫利の高嶺 仰ぎつつ

研鑽の日を 重ね来て

この一戦に 勝ち得んものと

鍛え磨きし 我が選手

三・我が精銳の 行くところ

威力敵なし 武者ぶるい

我等は若し 我等は強し

相州健児の 意気を見よ

四・戸室ヶ丘の 勇士等は

堂々の陣屋に 敷かば

正義の力 身に満ち満ちて

戦い取らん 獅子の座を

第二応援歌

制作 昭和八年

作詞 小島喜一(中二八)

作曲 野田真

一・あゝ青春の 誇りなる

若き命の 栄光を

たたえて燃ゆる 感激の

血潮は紅し 火の如く

二・人生意気に 感じては

覇者を夢見る 若人が

研鑽の日を 伏仰する

天地はなべて 秋の色

三・臥龍ヶ丘を 今立ちて

勝算すでに 胸のうち

あゝ堂々と 中原に

進みて凱歌 あげんかな

進みて凱歌 あげんかな

第三応援歌

制作 昭和二二年

作詞 青木和夫(中四二)

作曲 青木和夫(中四二)

一・妖雲影を ひそむれば

自由の翼 空高く

我また行かん 憧憬の

真理の国に 羽ばたかん

二・秋肅々の 丘の上に

友寂莫を しのぶれば

胸と胸とに 燃ゆる火の

血に紅の 魂と魂

三・夢の花咲き 花散れど

阿夫利の不易の 姿こそ

尊き恋の 友として

久遠に姿 慕うかな

応援歌「若き覇者」

制作 昭和四二年

作詞 難波角三(高十六)

作曲 難波角三(高十六)

一. 天日の下 集いし精鋭

今こそ競技の時来たる

力ぞ溢れたり 破れ堅塁を

いざ高らかに 勝利を歌う

若き覇者 厚木高校

その名讃えん 我等が母校

二. 伝統の下 鍛えし精鋭

今こそ〇〇と 戦わん

力ぞ溢れたり 破れ〇〇を

いざ打ち砕け 〇〇を倒せ

若き覇者 厚木高校

その名讃えん 我等が母校

(〇〇は相手校)

応援歌「精鋭の歌」

制作 昭和五七年

作詞 川上勝士(高三五)

作曲 鴨川哲也(高三五)

厚木 厚木 我等が厚木

伝統古き 母校

進め 進め 力の限り

掴め 輝く 覇権

湧き立つ 闘魂 血潮は燃えて

今ぞ戦え さあ翔け

おお意気 高らかに

我等が凱歌 天下に永遠に

いざ轟かさん

競え 精鋭 厚木

勝つぞ 勝つぞ 厚木

応援歌「栄えあれ厚木」

制作 昭和三九年

作詞 難波角三(高十六)

作曲 難波角三(高十六)

満なぎる力と 溢れる闘志

進め我が選手 栄冠目指して

輝く三剣 我等が誇り

A・T・SUGI

A・T・SUGI 厚木

おゝ厚木 栄えあれ厚木

厚高マーチ「いざや征かん」

制作 昭和四十年

作詞 難波角三(高十六)

作曲 難波角三(高十六)

いざや征かん 征け 征け厚木

今ぞ起ちて 〇〇を 倒せ

(〇〇は相手校)

応援曲「栄光のマーチ」

制作 昭和五六年

作曲 鈴野喜一郎(高三四)

応援曲「勝利のマーチ」

制作 昭和五六年

作曲 鈴野喜一郎(高三四)

応援歌「健児は起てり」

制作 昭和四二年

作詞 飯田政孝(高二十)

作曲 大貫紀良雄(高五)

一. 三剣の 光輝く

戸室ヶ丘の 健児は起てり

見よ若者が たくましく

明日に向かって 進まんとする

ああ 厚高の剛者よ

栄光の 王者我ら

二. 三剣の 光輝く

戸室ヶ丘の 健児は起てり

見よ紅に 燃ゆる者

今ぞ戦え 命の限り

(以下一番に同じ)

三. 三剣の 光輝く

戸室ヶ丘の 健児は起てり

見よ青空に 声高く

共に肩組み 凱歌を歌う

(以下一番に同じ)

「厚 高音 頭」

一. 厚高良いとこ 皆出てござれ

鮎の香もする 恋もする

見さっしやれ

三剣ボーイの 伊達姿

二. 初めはつらいと 思った事も

慣れてしまえば 楽なもの

見さっしやれ

黒い身体に 強い意志